

新座市地域公共交通会議委員公募実施要領

令和7年11月6日市長決裁

1 趣旨

この要領は、新座市地域公共交通会議条例（平成26年新座市条例第6号）第3条第2項第3号に定める委員を公募することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

市民又は利用者から公募する委員（以下「公募委員」という。）の数は、3人とする。

3 応募資格

公募委員に応募できる者は、市内在住又は市内の公共交通機関を利用する在勤在学の18歳以上の者で、地域公共交通に関する者とする。ただし、新座市の職員及び議会の議員を除く。

4 応募方法

応募は、『応募の動機』をテーマとして400字程度にまとめ、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号及び市外在住の場合は利用している公共交通機関を記入の上、持参、郵送、FAX又は電子申請の方法により、交通政策課に提出して行うものとする。

5 公募の周知

公募の周知は、広報及び市ホームページにより行うものとする。

6 公募の期間

令和8年1月5日（月）から同月30日（金）までとする（当日必着）。

7 選考

- (1) 応募をした者（以下「応募者」という。）のうちから、選考により公募委員となる者を決定する。
- (2) 選考の方法は原則として書類選考とし、応募資格の有無及び作文内容の審

査を行うとともに、男女比、年齢構成、地域構成、経験等を総合的に勘案し、選出する。

(3) 作文内容の審査は、まちづくり未来部（まちづくり未来部長、同部副部長、交通政策課長、同課副課長及び同課交通政策係長）において、様式「新座市地域公共交通会議市民公募委員作文評価表」により行うこととする。

なお、評価者の評価点平均が12点（4項目×3点（普通））に満たなかつた者は落選とする。

(4) 応募者の数が3人以内である場合においても、当該応募者が公募委員として適當かどうかについて審査を行い、不適當と認めたときは、当該応募者を公募委員としないものとする。その場合、追加の公募や会長が指名するものを委員とすることができるものとする。

8 公募委員の決定及び通知

公募委員を決定したときは、応募者に対して決定の可否を書面により通知するものとする。

附 則

この要領は、決裁のあった日から適用する。